

公立大学法人宮崎公立大学役員の報酬及び職員の給与の特例に関する規程

平成25年7月1日

規程第121号

(趣旨)

第1条 この規程は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、役員の報酬及び職員の給料等の額を減額して支給するため、公立大学法人宮崎公立大学役員報酬規程（平成19年規程第31号）等の特例を定めるものとする。

(公立大学宮崎公立大学役員報酬規程の特例)

第2条 特例期間においては、公立大学法人宮崎公立大学役員報酬規程第2条に規定する理事長及び副理事長（以下「理事長等」という。）に対する基本給月額を支給に当たっては、基本給月額から、基本給月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、理事長等に対する期末手当の支給に当たっては、期末手当の額から、理事長等が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(公立大学法人宮崎公立大学職員給与規程の特例)

第3条 特例期間においては、公立大学法人宮崎公立大学職員給与規程（平成19年規程第53号。以下「給与規程」という。）第4条第2項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（給与規程平成19年附則第2条の規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
一般職給料表	2級以下	100分の1.9
	3級及び4級	100分の3.8
	5級	100分の5.9
	6級	100分の6
教育職給料表	1級	100分の4
	2級及び3級	100分の6
	4級及び5級	100分の8

2 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減

(1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(3) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、管理職手当の支給を受けない職員（教育職給料表の適用を受ける職員にあっては管理職手当の支給を受ける職員を含む。）にあっては100分の4を、管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の8を乗じて得た額

イ 給与規程第25条第1項 前項及び前各号に定める額

ハ 給与規程第25条第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 給与規程第25条第6項 前項及び第2号に定める額に、同条第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

へ 給与規程第25条第7項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

4 特例期間においては、給与規程平成２２年附則第２項の規定の適用を受ける職員に対する第１項、第２項第２号から第４号まで及び前項の規定の適用については、第１項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から給与規程平成２２年附則第２項第１号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第２項第２号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与規程平成２２年附則第２項第３号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第３号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与規程平成２２年附則第２項第４号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第４号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第４項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ中「前項及び第２号」とあるのは「第４項の規定により読み替えられた前項及び第２号」と、同号ハ中「前項」とあるのは「第４項の規定により読み替えられた前項」と、同号ニ中「前項及び第２号」とあるのは「第４項の規定により読み替えられた前項」

及び第2号」と、同号ホ中「前項及び第2号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、同号ヘ中「第2号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた第2号」と、前項中「当該額に」とあるのは「当該額から給与規程平成22年附則第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則の特例)

第4条 特例期間においては、公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則（平成19年規程第2号）第58条第3項、第59条第4項及び第79条第2項の適用については、これらの規定中「同規程第22条」とあるのは、「公立大学法人宮崎公立大学役員の報酬及び職員の給与の特例に関する規程（平成25年規程第120号）第3条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(端数計算)

第5条 この規程の規定により役員の報酬及び職員の給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。